

令和6年能登半島地震災害義援金 受付開始について

令和6年1月1日16時10分頃に石川県能登半島にて、最大震度7（石川県志賀町）の大地震が発生しました。死者232人、負傷者1279人以上となっており（1月22日現在）、甚大な被害が出ています。

これに伴い、安平町においても、日本赤十字による義援金の受付窓口を設置しました。町民の皆様におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い致します。

【義援金受付方法】

①役場での受付

役場窓口にて現金をお預かりし、担当課（健康福祉課福祉グループ）より、被災地へ送金。

※現金受領後、受領証をお渡しします。

窓口 健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②下記口座を利用し直接、日本赤十字社に送金。

(1)郵便局・ゆうちょ銀行 □座記号番号 00150-7-325411

□座加入者名 日赤令和6年能登半島地震災害義援金

※郵便局、ゆうちょ銀行窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。

※受領証発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

(2)日本赤十字本社（振込手数料がかかる場合があります）

①三井住友銀行すずらん支店 □座番号 普通預金 2787501

□座名義 日本赤十字社

②三菱UFJ銀行やまびこ支店 □座番号 普通預金 2105493

□座名義 日本赤十字社

③みずほ銀行クヌギ支店 □座番号 普通預金 0620669

□座名義 日本赤十字社

※受領証発行を希望する場合は、日赤本社パートナーシップ推進部会員課へ住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名および支店名を連絡してください（連絡先 ☎03-4363-2056）。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎⑨7071

安平町農業委員会委員の推薦 および公募状況について（中間公表）

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条第2項及び同法施行規則第6条第1項の規定に基づき、令和6年1月18日現在の安平町農業委員会委員の推薦および公募の状況について公表します。

	人数	うち認定農業者
農業者からの推薦を受けた者	0名	0名
農業者が組織する団体その他関係者から推薦を受けた者	2名	2名
一般応募	0名	0名

問合せ 産業振興課農政・畜産グループまたは安平町農業委員会 ☎⑨2515